

旅行サービス手配業(ランドオペレータ)登録制度の概要

～～旅行サービス手配業(ランドオペレータ)登録制度がスタートします～～

- ・ 改正旅行業法の施行日(平成 30 年 1 月 4 日)以降、登録をせずに旅行サービス手配業の営業活動を行うと、**無登録営業として、法律により処分されます**。(旅行業法第74条)
- ・ 登録手続は、改正旅行業法の施行前から始めることができますので、お早めに手続きください。
- ・ 東京都に主たる営業所のある旅行サービス手配業者の方の登録の申請先は東京都となります。登録受付は**平成 29 年 11 月 1 日**から開始いたします。事前にお電話で申請のご予約の上、東京都産業労働局観光部振興課旅行業担当までお越しください。
- ・ 登録に係る必要な書類等は東京都産業労働局のホームページ内でダウンロードすることができます。以下のアドレスからご確認ください。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/sinsei/tourism/ryokotsuyaku/ryokotouroku/>

※ 旅行サービス手配業とは？

旅行サービス手配業とは、報酬を得て、旅行者(外国旅行者を含む)の依頼を受けて、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理契約・媒介・取次(取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く)を行うことです。

- (1) 旅行サービス手配業を営もうとする者は、旅行サービス手配業を行う主たる営業所の所在地を管轄する知事の登録を受ける必要がある。(旅行業法第23条及び同法施行規則第42条)
- (2) 旅行サービス手配業の登録を受けようとする者は、申請書その他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付して申請しなければならない。(旅行業法第24条及び同法施行規則第43条)

その他登録に係るご質問等ございましたら以下の連絡先までご相談ください。

東京都産業労働局観光部振興課旅行業担当

電話：03-5320-4769

電子メール：S0000701@section.metro.tokyo.jp

旅行サービス手配業の登録について（注意事項）

- 1 既に旅行業の登録をしている事業者が、ランドオペレーター業務（旅行者のための運送、宿泊等の手配）を行う場合は、旅行サービス手配業の登録は必要ありません。
- 2 旅行サービス手配業の登録をした事業者は、旅行業務（消費者のための運送、宿泊の手配。以下同じ。）は行えません。なお、旅行業務を行う場合は、旅行サービス手配業の事業廃止手続きをした上、改めて旅行業の登録が必要となります。
- 3 既に旅行業の登録をしている事業者の主たる営業所及びその他の営業所においては、「（総合又は国内）旅行業務取扱管理者」が選任されているため、ランドオペレーター業務（旅行者のための運送、宿泊等の手配）を行う場合において、別途「旅行サービス手配業務取扱管理者」を選任する必要はありません。

〔問い合わせ先〕
観光部振興課旅行業担当
電話03(5320)4769